働き方改革関連法に関する説明会のご案内

「働き方改革」については、昨今、社会の大きな潮流としてその実現に向けた取組みが各方面で行われているところであり、2019年４月１日から「働き方改革関連法」が順次施行されますが、これらについて、都道府県労働局、労働基準監督署の職員による説明会を開催いたします。

なお、説明会の開催・運営は、厚生労働省委託会社　株式会社東京リーガルマインドが行います。説明会に関するお問合せに関しては、委託会社へお願いいたします。

【実施期間】　2019年１月から３月まで

　　　　　　　＊各地での開催日時詳細は、下記特設申込サイトにてご紹介しております。

【内容詳細】　　第１章　「働き方」が変わります

・働き方改革の目指すもの

・働き方改革の全体像

・働き方改革関連法の全体像

　　　　　　　　第２章　労働時間法制の見直しについて

　　　　　　　　　　　　　・時間外労働の上限規制

　　　　　　　　　　　　　・36協定届の新しい様式

　　　　　　　　　　　　　・年次有給休暇の取得義務化

　　　　　　　　　　　　　・中小企業に対する月60時間超の時間外労働に対する

割増賃金の適用猶予見直し

　　　　　　　　　　　　　・産業医・産業保健機能の強化

　　　　　　　　第３章　働き方改革推進に向けた支援

　　　　　　　　　　　　　・助成金、相談窓口　　　　　　　　　　　　　　　　等

【申込み方法】

　下記URLまたはQRコードから特設ページにアクセスしてください。

【ログインＩＤ＆パスワード】

ＩＤ：3LEC6004　　パスワード：htk11874

※ログイン後、企業番号の欄には「**団体**」とご記入をお願いいたします。

【ご質問・お問合せ先】

東京リーガルマインド　公共事業本部　働き方改革関連法に関する説明会事務局

ＴＥＬ：0800-222-3029（フリーダイヤル）